

第166会（通常国会） 衆議院予算委員会第七分科会

平成十九年二月二十八日（水曜日）

午前九時開議

出席分科員

主査	杉浦 正健君		
	石原 宏高君	越智	隆雄君
	笹川 堯君	平	将明君
	土井 真樹君	西村	康稔君
	川内 博史君	中川	正春君
	前田 雄吉君		
兼務	黄川田 徹君	兼務	鈴木 克昌君
兼務	細野 豪志君	兼務	松木 謙公君
兼務	田端 正広君	兼務	吉井 英勝君

吉井氏の質問に対する答弁者

経済産業大臣 甘利 明君

政府参考人

（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）

舟木 隆君

以下、吉井氏の東洋町に関する質疑

○西村（康）主査代理 これにて平将明君の質疑は終了いたしました。

次に、吉井英勝君。

○吉井分科員 日本共産党の吉井英勝でございます。

私は、二〇〇〇年五月に特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律を審議した者の一人として、きょうは、最初に、高知県東洋町の問題について質問したいと思います。

高知県東洋町がNUMOに応募した形になっていますが、しかし、これはよく伝えられているように、私も確認してきたんですが、二月九日の東洋町議会は放射性廃棄物持ち込み反対決議をやっていますし、六四％の住民の方が反対請願を出しておりますし、町長辞職勧告決議もこの町議会で採択されています。周辺自治体も、高知県内の隣接の二市町、徳島県側の三町も、議会も首長も反対し、高知県と徳島県の知事も反対をしておられる。高知県議会もせんだって、NUMOの文献調査について、これをやるなという決議を行っております。

そこで、最初に政府参考人に伺っておきたいんですが、文献調査への応募というもの、これは、議会と住民が反対をしても、周辺自治体が反対しても、知事が反対しても、ただ一人町長が手を挙げれば、こういう応募というのは有効なものなのか、本来的にそもそも有効な応募と言えるのかどうか、伺います。

○舟木政府参考人 お答え申し上げます。

高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定につきましては、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づきまして、文献調査を行いました後に、概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地の選定の三段階のプロセスを経て行われるものでございます。

文献調査につきましては、処分実施主体であります原子力発電環境整備機構が、経済産業大臣の認可を受けました事業計画に基づきまして、平成十四年十二月から、全国の市町村を対象に公募を行っているところでございまして、公募要領では、市町村は市町村長名で応募することとされているところでございます。

今般の東洋町からの応募につきましては、東洋町長名で応募をされておりますし、東洋町長に明確にその意思がございまして、私どもとしましては、応募の手續に基づきまして適正に行われているものであるというふうに承知をしているところでございます。

○吉井分科員 あなたも多分御存じだと思うんですけども、自治体で首長が提出する予算案、議会で否決されたら予算は執行できないんです。首長が提案する条例案が議会で否決されたら、その条例は生きてこないんです。

明確にこの町議会では放射性廃棄物持ち込み反対の決議が行われ、さっきも言いました、住民の六四％の反対の請願も出てくるという中で、町長一人が出せば、とにかく名前が書いてあるから有効だ、そういう有効という発想でいくわけですね。重ねて伺います。

〔西村（康）主査代理退席、主査着席〕

○舟木政府参考人 地方自治法上も、地方自治体の長はその地方公共団体を代表するとされているところでございまして、文献調査の性格にかんがみましても、まず町長の応募に基づきましてNUMOが審査をし、NUMOが適切であると認めれば、NUMOから事業計画の変更認可という形で経済産業相に認可の申請が行われるものでございますので、そのようなプロセスにのっとって審査をしてまいりたいと考えております。

○吉井分科員 議会が反対しようが、知事が反対しようが、だれが反対しようが、住民が反対しようが、とにかく町長一人がサインしたら有効だという書類のあり方そのものが、今、とんでもないものとして問われているときです。町長一人が応募して、議会その他が反対しても、資源エネルギー庁はNUMOの文献調査入りを認めるという考え方ですか。

○舟木政府参考人 NUMOから本日付で申請が参りましたので、適切に審査をしてみたいと考えております。

○吉井分科員 適切審査と言うんだけど、町長はとにかく一人手を挙げた。しかし、議会も、周辺自治体の首長も議会も、知事もみんな反対している。それでもNUMOは、その審査ということでもって文献調査入りを認めるのか、それとも、理解が得られるものでないとそれは認めることはできないという立場に立つのか。審査の前提なんですから伺っておきます。

○舟木政府参考人 先ほども申しあげましたように、NUMOの公募の要領に従って、町から町長名で申請が出されているというふうに承知をしております。

私どもとしましては、NUMOから申請が上がってきておりますので、私どもとして、法律に基づきまして適切に審査をしてみたいと考えております。

○吉井分科員 だれが反対しても、町長一人がサインすればそれでやっていくという、審査するというお話のようですが、滋賀県の余呉町で昨年、反対の声があつて町長がおやめになって、新しい町長が誕生して、町長は文献調査は求めないという結論を、滋賀県は出したわけですね。

そうすると、ここの町長が議会の辞職勧告決議に基づいて辞職されるなり、あるいはリコールされるなりなんなりして、経過はどうであれ、新しい町長が誕生したときに、その新町長が文献調査を取り下げますということになったときには、昨日レクを聞いたときには、新しい町長が文献調査を取り下げたら文献調査というのはなくなりますというお話ですが、町長が取り下げたら調査はなくなりますね。

○舟木政府参考人 仮定の御質問でございますので、なかなかお答えも控えたいところでございますが、NUMOとしましては、市町村長から応募の取り下げの申し出があれば、これを尊重するというふうにしていくものと承知をしております。

○吉井分科員 大臣、あのとき大臣も一緒に商工委員会でひょっとしたら審議したかもしれませんが、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律を議論したときに、第四条第五項というので、採決直前に尊重という言葉が入りました。尊重は入ったんですが、地元同意を必要とする、そういう言葉ではなかったわけです。

ただ、これについては、文献調査から概要調査、精密調査に入るとき、あるいは最終処分施設の設置決定に入るときに、地元意見の尊重というのはということについて、これは会議録をきょう持ってきておりますが、二〇〇〇年五月十日の衆議院商工委員会での、当時の深谷大臣が、知事、市町村長の意見を聞かなければならない、これは明確な義務規定

でありますから、地元の意に反して行うということはないんだという答弁でありました。これは当然、役所としては一体のものだと思いますから、甘利大臣もこの深谷大臣答弁の立場で臨まれると思うんですが、確認をしておきます。

○甘利国務大臣 文献調査というのは判断材料を求めるという意味があると思いますが、文献から概要、概要から詳細、それぞれ調査内容が変わるときに、地元、そして知事の了解なしに次のステップに進むことはできないということはそのとおりであります。

○吉井分科員 このところは大事なところで、もう一遍、くどいようですが確認しておきますが、要するに、概要調査、精密調査、最終処分施設設置の決定過程で、尊重という言葉が最後に入ったわけですけれども、文言としては、深谷大臣答弁で意味するところは、要するに地元同意ということなんですね。

これは、改めて確認しておきたいのは、要するに、議会の同意を得た知事や市町村長の地元意見を尊重するということになってくると思うんですよ。地元がばらばらじゃ、そもそも地元が同意したということになりませんから。それはそういうふうに、深谷大臣答弁から理解すれば、素直にいけばそういうことだと思うんですが、そういうことでいいんですね。

○甘利国務大臣 地元の反対を押し切って強引に進めるということはないということであります。

○吉井分科員 それで、文献調査でさえ、議会の反対決議とか町民の六割の反対請願とか当該県知事の反対の意向、これを無視するようなやり方でNUMOが今動いているわけですが、これは、そういうやり方で一度文献調査に入ってしまったら、後は、概要調査であれ精密調査であれ、最終処分施設設置の決定もどンドン進められることになってしまうんじゃないか、そのことが今懸念されているときなんです。

地元の意見に反して選定することはありませんと言いながら、地元を無視して文献調査を進めるということになると、これは原子力行政全体が国民の信頼を失っていくことになると私は思いますので、文献調査の段階から、地元意見を無視してNUMOが文献調査を推進するようなことは、これはないんでしょうねということを確認します。

○甘利国務大臣 文献調査から概要調査に移るときには、何らかのデータ、資料がないと、知事が賛成、反対の判断材料がなければいかぬと思います。その判断材料を提供しなければならぬ。その時点で知事がどういう判断をするかということとはちゃんと見ますということになっているわけですから、判断する材料は整えるという必要は、判断する際には一般論としてはあるんじゃないかというふうに思っております。

そもそも、最終処分施設というのはどのくらい安全が確保されているかということ等々、

恐らく、まだ地域住民の方は正しくというか、正確には理解されていない方も多んじゃないか。そういう情報をきちんと地元届けるという作業も当然責務としてNUMOや国は持っているんだと思いますし、そういう判断材料をそろえた中で御判断をされればいいのではないかと考えております。

○吉井分科員 判断材料とかそういうものもなく町長が手を挙げちゃったと。知事の側には判断材料がないだろうということには、私はそこはならないと思うんです。

それで、実は、甘利大臣の記者会見での、これは新聞の見出しの方ですけども、文献調査は立地に直結しないと、見出しもそうならば、中を読んでおっても、大体そういう趣旨でお話しになったのかなと思います。

実は岐阜県の瑞浪市の深地層研究施設の場合は、このときは、高レベル放射性廃棄物の地層処分の研究はするんだが、最終処分地にしないと。これは、地元市と岐阜県知事とそして科学技術庁長官との間で文書を交わして約束をされたわけですね。

これは、私も実は、ここにも会議録がありますが、あれは二〇〇〇年五月十日の商工委員会で質問したときに、深谷大臣が、岐阜県内が高レベル放射性廃棄物の処分地になることはないものであることを確約しますと文書が出ている、当然のことながら、経済産業省が引き継いだ後も、回答の方針には変更ありませんと。つまり、瑞浪の場合は、調査研究はするんだけど最終処分地にはしないと確約のもとにあったわけですよ。

今度の東洋町の場合は、最終処分場に絶対しないとした上での研究じゃなくて、文献調査というのを、最終処分場をつかっていくための文献調査ということになってくると思うんですが、これは大臣にそこのお考えを伺っておきたいと思います。

○甘利国務大臣 最終処分場にしないことを前提に調査するというのは、何を調査するんですか。文献調査は最終処分場をつくることとイコールではない、これは従来も申し上げましたし、今も申し上げます。

文献調査から始まって、それぞれの次に移るステップのときに了解を求めるという手続があります。それで、文献調査をしてみて、あるいはいろいろな情報をもって、ああ、これは大丈夫だというふうにお考えになれば、それは地域のお考えですから、文献調査をして地域住民がどういうふうに、あるいは知事さんや議会がどういうふうに変わるか、そのことも無視して絶対につくらないことを前提に調査をするということの意味は、ちょっと私にはよくわかりかねます。

○吉井分科員 これは、当時、深谷大臣がきちっと答弁でも認めておられるように、瑞浪の場合には深地層の研究なんですね。しかし、深地層の研究から始まって最終処分地にしようというねらいがあったところから、地元で問題になったものです。それで、最終的に

は深地層処分地にはしないという確約が地元と大臣の間で交わされたというものなんです。

今度の場合、今いみじくもおっしゃったように、要するに、最終処分地をつくるということを前提としての文献調査から入っていきましようということなんですね。そういうのが今度の問題なんです。

ところが、地元の東洋町議会も住民も反対。周辺自治体も反対、高知、徳島、両県知事も反対。そうなってくると、もともと文献調査そのものを入り口として、ここへ最終処分地として高レベル放射性廃棄物を持ってきます、そういうことを反対しているのに、入り口のところでただ一人町長が手を挙げたからということで認めて強引に突っ走っていくというのは、私はやはり問題のあるやり方だと思います。だから、文献調査というのは、そもそも認可すべきじゃないと思うんですが、ここに関しては。ほかで、また別なところがあれば、これはまた別の話ですがね。このところを大臣に聞いておきます。

○甘利国務大臣 何度も申し上げますが、文献調査というのは、文献の調査なんですね。具体的な調査というのは、概要調査であり、そして詳細調査というのがあって、そこに行くためには、ちゃんと了解をとらないと行きませんということを申し上げているわけです。その判断をするための材料はそろえなきゃならぬと思います。心情的に嫌だから反対だということの反対ではなくて、これこれこういう理由があって、心情的なものも当然、出しちゃいかぬとは私は申し上げます。だけれども、科学的な資料、データもおそろえた方がより親切ではないかというふうに思っております。

○吉井分科員 地元の皆さんの反対というのは、別に心情的だけじゃなくて、いろいろな方がおられて、これは、そもそも高レベル放射性廃棄物処理について技術的に確立していないとか、日本には安定した地層、地盤が、もともとプレート境界にあるものですから、ないとか、いろいろな根拠を持って反対をしておられる、また懸念をしておられるわけですから、データを示さないと皆さんわからないだろうという言い方になると、これはちょっと失礼な言い方になってくると思うんです。

文献調査を始めたら、後は地元の声は尊重したという形をとれば、法律の文言上は、答弁としては反対だということだったらやめますということなんです。文言上は、聞きおくとどめて、地元合意がなくても突っ走れるという法文上の形になっているだけに、私は最初の段階でやはり、ここが非常に大事なところで、立法時の大臣答弁に合わせて、今大臣も確認されたんですが、地元意見に反することはしないということで、文献調査という事業の入り口から地元意見を無視するようなことはやはりやるべきではない、このことを申し上げておきたいと思います。